

平成 21 年度事業報告(概要)

わが国の社会経済・雇用情勢は依然として厳しい状況にあり、失業率の悪化、生活保護受給者数の高止まりなどのなかで、国民生活を支えるセーフティネットの整備が社会全体の重要課題となっている。

一方、21年9月の政権交代は、いわゆる事業仕分けに代表されるように政策・予算決定プロセスや国の行政のあり方に大きな変化を及ぼした。あわせて、政権公約となっていた子ども手当の創設や生活保護制度における母子加算の復活、さらには「新しい公共」円卓会議等における担い手に関する議論、幼保一体化等の子育て支援の新システムの検討など、社会保障政策や社会福祉制度の見直しに向けた検討が進められた。

また、福祉施設の設備・運営基準制定に係る地方への権限委譲等を盛り込んだ地方分権改革推進委員会第3次勧告が提出され、地域主権改革の名のもとに、保育・介護・福祉分野における地方分権が具体化されることとなった。

福祉現場に目を向けると、福祉ニーズが質的量的に変化しており、それに対応する福祉人材の確保、雇用・定着が厳しい課題となっている。また、10月に制度改正された生活福祉資金貸付制度等による低所得者層への対応、保育需要の高まりや児童虐待問題に対応する社会的養護体制の充実等といった幅広い権利擁護活動の推進、地域住民による地域福祉活動の活性化と多様な機関の協働による「安心・安全」な地域づくりの推進等が課題となった一年である。

こうした情勢のなか、平成21年度、本会においては全国の社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、福祉施設等各協議会との連携、協働のもとに、社会福祉の基本理念と今後のあり方を検討しつつ、福祉諸制度の見直しに対応するとともに、国民生活の安心・安全に向けた福祉分野の取り組みを進めた。

とくに、本年度は、新たに政策委員会を設置し、国民のニーズの観点に立脚したきめ細かな福祉サービスが将来に向かって継続的に保障されるよう、国政等に対して、さまざまな政策課題の検討の動きをとらえ、積極的な要望、提言等を行った。

【重点事業の実施状況】

I. 福祉人材確保、定着促進への取り組み

1. 福祉人材センター機能の強化と職業紹介事業の拡充

(1) 福祉人材センター・バンク「アクションプラン」の推進等

- 都道府県段階の「アクションプラン」の策定支援等を通じた福祉人材センター・バンクの機能拡充を促進すべく、全国連絡会議における事例報告やホームページでの先行事例の紹介等、情報提供に努めた。

(2) 福祉・介護の仕事に関するイメージアップの取り組み促進

- 広く行政や関係機関・団体と連携した「福祉人材確保重点実施期間」の中央行事として「『介護の日』フォーラム」を開催し、介護関係者はもとより若い世代や転職希望者等に向けて、福祉・介護分野の仕事の魅力や重要性を発信した。
- 福祉・介護分野の仕事に関するイメージアップや理解に向けて、高校生や保護者、教員を対象とした「関係機関の連携による福祉・介護の仕事に対するイメージアップ事業」として、福祉の仕事を紹介する DVD や学校内に掲示するポスター等を制作し、全国の高等学校に配布した。

<参考> 福祉人材センターにおける求人・求職状況（平成 21 年度速報値）

・新規求人数	12 万 4,811 人（前年度比 3 万 790 人減）
・新規求職者数	6 万 1,167 人（同 1 万 2,774 人増）
・有効求人数（月平均）	2 万 8,099 人（同 8,239 人減）
・有効求職者数（月平均）	2 万 9,308 人（同 4,040 人増）
・紹介人数	2 万 1,553 人（同 6,012 人増）
・採用人数	7,821 人（同 735 人増）

2. 都道府県福祉人材センター事業の運営支援

- 全国のセンターで活用してもらうため、求人・求職者向けのパンフレットや手引書（『無資格・未経験者のための福祉の仕事アクセスガイド』ほか 7 点）の作成・改訂を行い、提供した。
- 求人・求職者向けホームページ「福祉のお仕事」の内容充実を図るとともに、学生や無資格・未経験者等を対象とした「福祉のお仕事スタート」を通じて福祉・介護にかかる資格や仕事の内容について広く理解促進を図った（ホームページ累計アクセス数 「福祉のお仕事」：約 565 万件、「福祉のお仕事スタート」：約 8 万件）。

3. 福祉人材確保に向けた取り組みの充実

(1) 「福祉・介護人材確保緊急支援事業」の取り組み促進

- 福祉・介護人材の確保・雇用・定着促進が重要課題となっている。社協ならびに福祉人材センターが関係機関等と連携、協働しつつ主体的な役割を果たすべく、新たに予算化された「福祉・介護人材確保緊急支援事業」のうち「複数事業所連携事業」、「福祉・介護人材マッチング支援事業」等の 4 事業について、基本的考え方や留意点を整理し、各都道府県福祉人材センターに周知し、その推進を支援した。

とくに、「福祉・介護人材マッチング支援事業」については、厚生労働省との調整のもと具体的な取り組み例を整理し、提示した。

(2) 都道府県社協における介護福祉士等修学資金貸付事業の支援

- 平成 20 年度において条件緩和が図られた「介護福祉士等修学資金貸付事業」について、周知と積極的な活用促進に向けて、各県における募集要項をホームページに掲載するなど、情報発信を通じた支援を行った。
- 平成 21 年度は、45 道府県社協において計 2,963 人に対して 22.49 億円の貸付が決定された。

Ⅱ. 全社協事業・組織の見直し～総合企画委員会報告の具体化

1. 政策提言機能の拡充、都道府県・指定都市社協の経営支援の強化

(1) 「政策委員会」の設置

- 平成 21 年 5 月に、社会福祉制度・予算対策委員会を改組し「政策委員会」を設置した。
- 国における制度改革の動きに適時対応を図ったが、とくに最低基準に関する地方への権限委譲、保育所運営費の一般財源化の動きに対して反対を表明し、関係種別協議会と協働した要望活動を展開し、一定の成果を得た。
- また、福祉政策に関する本会の中期的なビジョンを示すべく、「全社協福祉ビジョン」策定に向けた検討を開始した。

(2) 「都道府県・指定都市社協の経営に関する委員会」の設置

- 各ブロックからの委員推薦を得て、平成 21 年 12 月に「都道府県・指定都市社協の経営に関する委員会」を設置した。
- 本年度は、都道府県・指定都市社協が直面する経営課題やその対応策を検討するうえでの基礎資料を得るべく、都道府県・指定都市社協の職員状況や会員範囲等に関する基礎調査を実施した。本調査結果から、この数年間において、NPO 法人や企業等に会員範囲を拡大するケースが増えている実態が明らかとなった。

2. 広報機能の強化

(1) 全社協ホームページの充実等

- 障害者自立支援制度や生活福祉資金貸付制度など、福祉諸制度の改正に関する情報の迅速かつ正確な提供とともに、本会としての政策提言、要望、研究報告等を適宜掲載するなど、ホームページ掲載情報の充実に努めた。
- 平成 21 年度においては、月平均のアクセス件数は約 11 万件を数え、前年度比で約 20% 増となった。とくに、生活福祉資金貸付制度の情報については、21 年 10 月の制度改正以後、月平均約 1 万件という多数のアクセスが寄せられた。

(2) 社協活動の PR 強化

- 社協活動の全国的な PR 強化に向けた先駆的活動事例の収集、提供等を行うべく、『月刊福祉』や『ノーマ社協情報』など本会の媒体をもとに市区町村社協の活動について情報発信を行った。

3. 社協職員の育成等

(1) 社会福祉協議会職員像の明確化

- 社協職員の専門性の確保、向上に向けた社協職員養成研修体系のあり方について、地域福祉推進委員会において検討を行い、新任事務局職員研修を試行的に実施するためにカリキュラムを策定した。
- また、社協職員としての倫理やアイデンティティの明確化に向けて、平成 22 年度に「社協職員綱領」を策定すべく、社協活動全国会議での議論と市区町村社協における取り組み事例を踏まえ、地域福祉推進委員会において検討を進めた。

(2) 社協職員の人材養成・研修の推進

- 市区町村社協での新任職員研修を推進するため『社協新人職員ハンドブック』の普及を図るとともに、社協の基幹職員の養成に向けて「コミュニティワーク研修会」、「地域総合相談・生活支援研修」、「運営管理研修会」を開催した。
また、新任事務局長研修を平成 22 年度より試行実施することとし、カリキュラムを検討・策定した。

Ⅲ. 福祉サービス利用者等の権利擁護活動の推進

1. 地域における権利擁護体制の構築

(1) 総合的な権利擁護システムの構築

- 社協における成年後見制度利用支援や法人後見のあり方等を検討するため、社協における成年後見制度の取り組みについてアンケート調査を実施した。アンケート調査の結果、法人後見実施社協は 75 社協、後見等受任件数は 485 件であった。
- 本調査結果を民事法務協会や日本弁護士連合会、日本社会福祉士会に情報提供するなど、社協における法人後見制度の取り組み等について幅広い関係者との連携を進めた。
- 専門職団体代表者等によるシンポジウム、虐待防止に関する実践報告を内容に「第 5 回虐待防止・権利擁護セミナー」を開催するとともに、虐待防止や権利擁護に関する行政、司法報告、実践事例、各団体や学会などの年次報告をまとめた『権利擁護・虐待防止年報 2010』を刊行した。

(2) 日常生活自立支援事業の推進

- 事業創設 10 年を迎えた日常生活自立支援事業のあり方を検討するため、「月次調査」と「利用実態調査」を実施した。事業開始からの累計契約締結件数は約 6 万件を数え、問合せ・相談件数は 420 万件を超える実態が明らかとなった。

<参考> 日常生活自立支援事業の実施状況（22 年 1 月末時点）

1. 事業実績

- ・問合せ・相談件数（累計） 420 万 6,410 件
- ・契約件数（累計） 6 万 2,896 件
- ・実利用者数 31,827 人（21 年 1 月末から 3,149 件(11.0%)増）

2. 実施体制

- ・基幹型社協の設置数 749 か所（21 年 1 月末から 67 か所増）
- ・専門員数 1,241 名（同 139 名増）
- ・生活支援員数 1 万 2,554 名（同 735 名増）

- こうした実態を踏まえ、厚生労働省と協議を重ね、平成 22 年度予算において、専門員の業務量増加に対応するため配置基準を緩和するほか、契約締結に至らない業務や成年後見制度の利用支援業務についても適切な支援ができるよう対応が図られた。

2. 福祉サービスの質の向上への取り組み

(1) 福祉サービスに係る苦情解決事業の推進

- 都道府県運営適正化委員会事業に対する住民からの信頼確保に向けて、本年度においても研修や情報提供を行った。
とくに、運営適正化委員会事務局における適切な業務執行に資すべく、『運営適正化委員会事務局マニュアル』の改訂を行い、普及を図った。
- 本年度実施した苦情受付・解決状況調査によれば、平成20年度に都道府県運営適正化委員会に寄せられた苦情の受付並びに相談件数は、「苦情等」が2,554件、「相談等」が4,135件、合計6,689件であった。平成12年度制度開始以降9年間の「苦情等」の件数は1万8,292件、「相談等」件数は3万225件、合計4万8,517件となった。

(2) 福祉サービス第三者評価事業の推進

- 第三者評価事業の全国的な普及を図るため、本会では、厚生労働省通知に基づく「全国段階の推進組織」としての役割を果たすとともに、評価機関としての都道府県・指定都市社協における事業推進に向けた取り組みを進めた。
- 具体的には、評価基準等委員会を開催し、前年度までに検討を進めてきたガイドライン（第三者評価基準、都道府県推進組織、評価機関認証、評

価結果の公表、評価調査者養成研修・継続研修モデルカリキュラム)について最終報告をとりまとめるとともに、ファミリーホーム、自立援助ホームに関する評価基準を策定した。

- 第三者評価事業の都道府県推進組織は 11 県社協（前年度と同数）に設置されており、第三者評価機関として認証を受けている県市社協は 39 であった（前年度は 38 県市社協）。また、全国での第三者評価の受審件数（見込）は 2,732 件（22 年 3 月速報値）であり、累計受審件数（見込）は 1 万 1,949 件となった。

3. 虐待等の防止、早期発見・対応に向けた取り組み

(1) 市区町村社協による虐待、DV等防止、早期対応の取り組み

- 高齢者や障害者、児童等の虐待の発生防止と早期発見・対応に向けて、社協において地域の関係者とのネットワークを活かした取り組みを推進すべく、取り組み事例に関する情報提供や「虐待防止・権利擁護セミナー」による普及・啓発等を行った。
- 平成 19・20 年度に実施した「児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応等に係るモデル事業」の結果を踏まえ、社協活動全国会議等を通じて、児童虐待予防に向けた住民福祉活動や地域の子育て支援・子どもの権利擁護などに関する活動事例を報告し、社協関係者の理解と積極的な取り組みを働きかけた。

(2) 障害者に対する虐待防止、権利擁護の推進

- 障害関係種別協議会および障害関係団体連絡協議会の協力のもと、平成 20 年度に策定した施設・事業者向けの「障害者虐待防止の手引き（チェックリスト）」の活用促進を図った。

(3) 児童虐待の防止、早期発見等に向けた取り組み

- 要保護児童地域対策協議会を核とした地域における児童の権利擁護の推進に向けて、「要保護児童地域対策協議会と地域子育て支援に関する委員会」を設置し、全国の市区町村社協を対象とした取り組み状況調査を行うとともに、虐待予防・子育て支援事業等にかかるヒアリングを実施した。
同委員会において、これらの調査結果を踏まえ、報告書「市区町村社協における虐待予防のための地域子育て支援の展開」をとりまとめ、市区町村社協において実施している住民参加・住民主体の各種事業について、虐待予防・子育て支援の視点を加えて推進することを提言した。
- 要保護児童、保護者・里親への相談支援機能向上に向けて、関係種別協議会の参画のもと「ファミリーソーシャルワーク研修会」を開催し、ファミリーソーシャルワークの業務の明確化、標準化と定着を図った。

IV. 地域におけるきめ細かな福祉活動の展開

1. 住民による地域福祉活動の活性化促進

(1) 「小地域福祉活動活性化アクションプラン」の提案と推進

- 都道府県・指定都市社協において、県・市域の実況にあった市区町村社協の活動支援強化を主たる目的として、「小地域福祉活動（住民の地域福祉活動）を活性化する取り組みの提案（小地域福祉活動活性化アクションプラン）」を策定し、その普及と取り組み推進を図った。

(2) 市区町村社協における小地域福祉活動のあり方検討とその推進

- 「社協活動実態調査」の結果、平成 21 年 4 月時点で、市区町村社協による見守り・支援活動（小地域ネットワーク活動）は全国で 13 万件、ふれあい・いきいきサロンは 5 万か所を超えるに至っており、こうした結果を広く情報提供し、さらなる取り組みを呼びかけた。
- 住民参加型在宅福祉サービス、食事サービス、宅老所、移動サービス、サロン活動などを推進する NPO 等と協働して「高齢者地域活動推進者養成支援事業」を実施し、地域住民が主体となって地域の福祉ニーズに応える生活支援サービスを推進するためのマニュアルや DVD などを制作し、研修会（東西 2 会場）を通じてその普及を図った。

2. 市区町村社協の経営基盤強化支援

- 市区町村社協に配置されている福祉活動専門員については、市町村合併による自治体数の減少に伴い、平成 20 年度より地方交付税の単位費用が機械的に減額されてきた。そのため、市区町村社協における福祉活動専門員の配置実態等に対応した費用が算入されるよう総務省に対して要望を行った。結果、都道府県・指定都市社協における福祉活動指導員の設置事業費とともに、所要の額が単位費用に算入されることとなった。
- 社協における不祥事防止、適正運営確保のための取り組みを促進するため、各種研修会等を通じた「出納業務に関するチェックリスト」の普及、また『Q&A 社協をめぐる法律相談』を配布するなどの取り組みを進めた。
- 市区町村社協経営に対する支援方策を検討するため、地域福祉推進委員会に「市区町村社協の経営支援のあり方検討小委員会」を設置し、経営状況把握のためのチェックリストの作成や経営診断モデル事業の実施に向けた検討を行った。
- また、市区町村社協の介護サービス経営支援のため、地域福祉推進委員会「市区町村社協介護サービス経営研究会」による経営診断事業を実施し、136 社協（341 事業）の診断を行った。

3. 地域における民生委員・児童委員活動の一層の推進

- 各地の民児協組織と自治会、町内会や自主防災組織との連携強化を図る

ため、「第 2 次民生委員・児童委員発災害時一人も見逃さない運動」の実践事例を広く情報発信するとともに、『要援護者支援のための災害福祉マップづくり』を刊行し、地域社会で孤立、孤独をなくすことや安否確認による安全・安心なまちづくり活動を推進した。

- 前年度に引き続き、「民児協活動振興事業」において、「安心して住み続けることができる地域づくりへの貢献」と「災害に備えた日常の取り組み事業」をテーマに 10 件の助成を行い、先駆的な取り組みを支援した。

4. 多様な福祉ニーズに対応した生活福祉資金貸付事業の充実

- 平成 21 年 10 月の生活福祉資金貸付制度改正による総合支援資金の創設や、新設された臨時特例つなぎ資金に関して、都道府県社協の意見集約を行いつつ、制度運用上の課題を整理し、適切な事業実施に向けて厚生労働省に対して要望を行った。
- 貸付事務費の確保、貸付原資・欠損補てん積立金等の追加補助や償還免除に関する要望を行い、貸付原資として 662.5 億円、欠損補てん積立金として 240.3 億円、臨時特定つなぎ資金貸付原資（事務費含む）として 44 億円の予算が確保された。償還免除に関しても既存債権の免除にあたって都道府県社協会長による職権免除や手続きの簡素化を実現した。
- また、制度改正に伴い業務システムの大規模改修が必要となったことから、本会 IT コンサルタントからのスタッフ派遣を得て専任チームを設置し、10 月対応のための緊急改修（第 1 次改修）、新制度に即した本来の大規模改修（第 2 次改修）を並行的に進め、第 1 次改修システムについては大部分の機能を 21 年度中に各都道府県社協に納品した。

<参考> 総合支援資金等の貸付実績（平成 22 年 3 月末時点）

総合支援資金	貸付決定件数	貸付金額
・生活支援費	18,291 件	146.1 億円
・住宅入居費	3,411 件	7.8 億円
・一時生活再建費	6,620 件	9.0 億円
臨時特例つなぎ資金	5,240 件	4.9 億円

5. ボランティア・市民活動の振興、地域における福祉教育の推進

- 「社協における第 3 次ボランティア・市民活動推進 5 か年プラン」の普及促進を図るとともに、「プラン」に基づく社協ボランティアセンターの重点課題についての推進方策の研究を実施した。
- 全国的なボランティアの情報交換や活動交流を図るため、「第 18 回全国ボランティアフェスティバルえひめ」を平成 21 年 9 月 26 日、27 日の両日、愛媛県松山市において開催した。本年度から主催団体に「広がれボランティアの輪」連絡会議が加わり、内容の充実と連絡会議組織の活性化につながった。

6. 福祉分野における防災、災害救援活動の強化

- 災害時における社協としての役割を明らかにするため、これまでの実践事例を収集するとともに、今後の取り組みのあり方を含めて、「災害時市区町村社協行動指針」の策定に向けた検討を行った。
- 在宅障害者の災害時支援ネットワークのあり方について研究委員会を設け、関係制度や行政、関係団体等による対策の現状把握を行った。
また、障害者福祉サービス事業所における災害時に備えた事業継続計画のあり方や利用者支援の具体化に向けた検討を進め、その対応方策を『障害福祉サービス事業所における災害対応マニュアル』としてとりまとめ、関係施設等に配布した。

V. 社会福祉諸制度の見直しへの対応

1. 社会福祉法人に対する経営支援の推進

- 社会福祉法人の経営改善を支援するために、各種の情報提供、研修事業に取り組んだ。全国社会福祉施設経営者協議会では、平成 16 年から実施している「経営改善プログラム」の改訂を進めるとともに、行き過ぎた行政指導や監査に関する苦情相談と厚生労働省への確認・要望を実施した。
- また、福祉施設での労災防止と安全衛生対策強化を目的に『社会福祉施設における安全衛生対策マニュアル』を作成し、都道府県段階での安全衛生対策相談員の設置を進めるとともに、研修会を通じてその普及を図った。

2. 介護保険制度の見直し等への対応

- 介護職員処遇改善交付金の活用については、情報提供や研修による啓発を進めるとともに、制度活用やキャリアパスの構築に向けた事例収集を行った。また、厚生労働省が設置した「介護職員のキャリアパスに関する懇談会」に参画し、キャリアパスの策定に際しては、社協が実施する介護保険事業の特性に十分な配慮をするよう要望した。
- 地域福祉推進委員会に「市区町村社協地域包括支援センター研究会」を設置し、社協が運営する地域包括支援センターの実態把握を行い、実践事例等に関する情報提供によりセンター機能の強化を図った（地域包括支援センターを受託する社協数：429 社協（565 か所））。
- 平成 21 年 4 月の要介護認定調査項目の改定に対応し、『新版・居宅サービス計画ガイドライン』を刊行し、居宅介護支援専門員や都道府県の研修企画者等を対象に、改訂内容の周知と事例を用いた演習方法に関するセミナーを開催した。

3. 新たな障害保健福祉施策への対応等

- 新政権により障害者自立支援法の廃止が明言されるなか、それに代わる

新制度創設への検討に対し、関係種別協議会において適時対応を図った。

- 全国社会就労センター協議会、全国身体障害者施設協議会と連携し、実態調査の結果や会員の意見集約等を踏まえ、現行制度における低所得層の利用者負担の軽減や障害者福祉施策障害程度区分の抜本的見直し等について要望活動を行い、福祉サービスや補装具にかかる無料化を実現した。
- 「障害者の働く力と働く支援量尺度のあり方に関する研究事業推進特別委員会」を設置し、障害者の労働能力尺度に関する先行例等の分析や支援項目と量の検討を行い、評価の仕組みや客観的指標（尺度ツール）等に関する基本的方向性をとりまとめた。また、本研究結果を踏まえ、就労継続支援事業における利用者の状態像と支援量に応じた職員の適正配置について提言し、制度改善につなげた。
- セーフティネットとしての保護施設等における精神障害者やホームレス、DV 被害者、アルコール依存症者等、時代のニーズに応じた利用者の受け入れと自立に向けた支援を一層推進すべく、関係制度の改善・拡充をめざして要望活動等を行った。その結果、保護施設通所事業や救護施設居宅生活訓練事業の改善が実現することとなった。

4. 次世代育成支援対策、児童福祉制度拡充への取り組み

- 新政権下における児童福祉施設最低基準制定にかかる地方自治体への権限委譲や、私立保育所運営費の一般財源化等の動きに対応し、全国保育協議会をはじめ関係種別協議会および政策委員会による反対意見の表明と要望活動を行い、一定の成果を得た。
- 平成 21 年 4 月に施行された改正児童福祉法ならびに改正次世代育成支援推進法に関して、児童福祉関係種別協議会との協働のもと、今後の制度のあり方や方向性について情報交換と協議を行った。とくに、平成 21 年度に都道府県等において策定される次世代育成支援後期行動計画に際し、保育・地域子育て支援と社会的養護の充実に向けた施策が推進されるよう、各県段階で各種別協議会の活動を通じた働きかけを進めた。
- 地域子育て支援に向けた環境づくりと関係施策の拡充に向けた関係者間の課題の共有化を目的に、児童福祉関係種別協議会との共催による「子どもを守り、育む全国フォーラム」を開催した。本フォーラムを通じて、学童保育、里親、自立援助ホーム等、関係分野の全国組織との連携強化を図るとともに、「子どもを守り育む全国フォーラムアピール」を参加者の総意で採択し、今後の子ども家庭施策の方向性を確認できた。

VI. 研修事業充実による人材育成への貢献

1. 介護サービス従事者のキャリア形成の支援

- 「介護福祉士ファーストステップ研修普及・認定等委員会」を設置し、

各団体による研修について、企画運営上の助言や先行事例等の情報提供等を行うなど、研修の普及に向けた取り組みを進めた。

- 日本介護福祉士会が実施する「介護職員キャリアアップ研修体系の開発と支援に関する調査研究事業」に協力するなど、関係諸団体と連携し、本研修の充実および全国的な普及方策の検討を行った。

2. 中央福祉学院研修事業の充実、都道府県・指定都市研修実施機関の支援

- 受託研修事業（10 課程 32 コース：受講者合計 3,017 名）、独自研修（10 課程 50 コース：受講者合計 8,553 名）を実施した。各研修のプログラムの一層の充実を図り、福祉サービスを担う従事者、管理者等の資質向上、スキルアップに取り組んだ。
- 都道府県・指定都市の研修実施機関支援のため、各県域での「福祉職員生涯研修」指導講師の養成研修（修了者 40 名）を実施するとともに、普及に向けて中央講師の派遣等を実施した。

Ⅶ. 国際協力、出版事業・広報活動の充実、本会経営管理体制の強化

1. 国際協力および国際社会福祉の連絡調整

- 「第 26 期アジア社会福祉従事者研修事業」については、韓国、台湾、タイ、スリランカの 4 か国から 4 名の研修生が来日し、全国各地の福祉施設関係者の協力を得て、9 か月間の研修を修了した。本事業の修了生は、今期を加え 126 名を数え、アジア各国とわが国の福祉関係者の交流、協働の架け橋となるとともに、修了生間のネットワークにより母国の福祉の向上、発展に寄与している。
- 各国で福祉活動に従事するアジア社会福祉従事者研修修了生と日本の福祉関係者の情報交換等を目的に、修了生 58 名を招へいし、わが国の福祉関係者 94 名の参加を得て、「第 5 回アジア社会福祉セミナー」を開催した。
- 「スマトラ沖地震被災地支援事業」については、被災 3 か国（インドネシア、タイ、スリランカ）における福祉活動に対する助成を 5 年間にわたり実施してきたが、その最終年分として計 930 万円の助成を決定した。アジア社会福祉従事者研修の修了生が所属する団体を中心とした現地活動団体への継続的な支援が被災地の着実な復興につながった。

2. 出版事業の充実、販売促進の強化

- 関係者への最新情報の提供やスキルアップに資するべく、月刊 4 雑誌の企画内容の充実とともに、実務・実践に役立つ参考図書の刊行を通じた現場実践の支援を行った。21 年度においては、新規企画図書 6 点、改訂図書 24 点、行政関係図書 1 点、年度版関係図書 10 点、月刊 4 雑誌および増刊号 53 点および重版図書 22 点を刊行した。

3. 「全国社会福祉団体職員退職手当積立基金」の運営

- 基金の安定運営のため、要支給額に対する定期的な充足率検証、資産運用についての十分な留意とともに、加入団体に対する適宜、適切な情報提供を実施した。厳しい経済状況ではあったが、適切な運用とこれまでの財政再建策の実施により要支給額に対して 100%を超える充足率を維持することができた。

4. 新霞が関ビルの安定経営

- リニューアル工事には盛り込まれなかった修繕、設備更新工事の実施により良質なビル環境の維持に努めた。また、IC カードを利用したセキュリティ・システムの活用とともに、省エネ等の観点から本会事務所内を 22 時をもって一斉消灯とするシステムを導入した。

5. ロフォス湘南(中央福祉学院)リニューアル事業の着手

- 竣工から 14 年を経過したロフォス湘南について、老朽化した設備の更新、研修・宿泊施設のバリューアップ、環境配慮型設備の導入を基本とした 3 か年のリニューアル事業に着手した。
- 本年度は、リニューアル委員会およびリニューアル本部の設置、設計監理を行う設計事務所および施工建設会社の選定を行うとともに、リニューアル工事の具体的な内容検討を進めた。

6. より適正な業務執行体制の確立

- 前年度の総合企画委員会報告を受け、本会における広報機能の拡充に向けて、21 年 4 月に本会企画部内の広報室を設置した。また、22 年 4 月には、政策企画部、法人振興部、高年・障害福祉部を設置する等の見直しを行うこととして、22 年 3 月に事務局規程を改正した。